

(証券コード：8967)  
平成26年10月2日

投資主各位

東京都千代田区一ツ橋二丁目4番3号  
日本ロジスティクスファンド投資法人  
執行役員 川島 高之

## 第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成26年10月16日（木曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成26年10月17日（金曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都千代田区神田美土代町7番地  
ベルサール神田 ROOM1（住友不動産神田ビル3階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員3名選任の件

以 上

---

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://8967.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成25年6月19日に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「金商法等の一部を改正する法律」といいます。）により、投信法を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得できることとするため、規約第8条第2項を新設するものであります。また、当該規定の新設について、関連する投信法の改正の施行日に効力が生じることとするため、規約第42条を新設するものであります。
- (2) 金商法等の一部を改正する法律による投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、投資法人が資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが必要とされたため、規約第30条、第31条第1項及び第7項、第32条第1項から第5項、第33条第3項、第36条第1項並びに別紙1における必要な字句等の修正を行うものであります。
- (3) 本投資法人の資産運用の基本方針の範囲内で必要と認められる資産への機動的な投資を可能とする観点から、資産運用の対象となる資産の種類について変更を行うために規約第32条第4項第14号及び同条第5項第4号から第6号を新設するものであります。
- (4) 社団法人投資信託協会が一般社団法人投資信託協会に移行したことに伴い、規約第36条第1項第10号及び第39条第5号における必要な字句等の修正を行うものであります。
- (5) その他、必要な規定の加除、表現の変更及び条数の整備を行うとともに、投信法その他本投資法人に適用される法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等との整合性の観点から、字句等の修正、統一及び明確化を行うものであります。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し) (記載省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第17条 (投資主総会議事録) 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条 (役員の員数並びに役員会の構成) 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上 (ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。) とし、役員 (執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。) は役員会を構成する。</p> <p>第24条 (役員会議事録) 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 投資口</p> <p>第8条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得) <u>1.</u> (現行のとおり) <u>2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第17条 (投資主総会議事録) 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載<u>又は記録</u>した議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員及び役員会</p> <p>第18条 (役員の員数<u>及び</u>役員会の構成) 本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上 (ただし、執行役員の<u>員数</u>に1を加えた数以上とする。) とし、役員 (執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。) は役員会を構成する。</p> <p>第24条 (役員会議事録) 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載<u>又は記録</u>した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名、記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第30条（資産運用の基本方針）  本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等（第32条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第32条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>第31条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人は、主として物流施設（物流関連インフラの用途に供される不動産を含む。）の用途に供されている不動産等又はこれを裏付けとする不動産対応証券等の特定資産（以下、これらを併せて「不動産関連資産」という。）を主な投資対象とする。</li> <li>2. （記載省略）</li> <li>3. （記載省略）</li> <li>4. （記載省略）</li> <li>5. （記載省略）</li> <li>6. （記載省略）</li> <li>7. 本投資法人の運用にあたっては、第32条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。</li> </ol>	<p>第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第30条（資産運用の基本方針）  本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等資産（第32条第1項に定義する。以下同じ。）に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</p> <p>第31条（投資態度）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本投資法人は、主として物流施設の用途に供されている不動産等資産（物流関連インフラの用途に供される不動産等資産を含む。以下同じ。）に投資する。また、本投資法人は、主として物流施設の用途に供されている不動産等資産を裏付けとする不動産対応証券（第32条第3項に定義する。以下同じ。）等の特定資産に投資することができる（以下、不動産等資産、第32条第2項各号に定める資産及び不動産対応証券等の特定資産を併せて「不動産関連資産」という。）。</li> <li>2. （現行のとおり）</li> <li>3. （現行のとおり）</li> <li>4. （現行のとおり）</li> <li>5. （現行のとおり）</li> <li>6. （現行のとおり）</li> <li>7. 本投資法人の運用にあたっては、第32条第1項に掲げる資産のうち不動産及び信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び信託の受益権以外の不動産関連資産への投資を行う。</li> </ol>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人の<u>主要な投資対象は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。</u></p> <p>2. <u>不動産等とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>不動産</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃借権</u></p> <p>(3) <u>地上権</u></p> <p>(4) <u>不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。）</u></p> <p>(5) <u>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(6) <u>当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(7) <u>信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>	<p>第32条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>主として不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権（以下「不動産等資産」という。）に投資を行うものとする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人は、不動産等資産のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p> <p>(2) <u>当事者の一方が相手方の行う不動産等資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</u></p> <p>(3) <u>信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</u></p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>(10) (記載省略)</p> <p>(11) (記載省略)</p> <p>(12) 信託財産を本項第1号乃至第11号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(13) (記載省略) (新設)</p>	<p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等資産又は前項第1号から第3号までに定める資産に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第1号又は第3号に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、不動産関連資産の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>(11) (現行のとおり)</p> <p>(12) 信託財産を本項第1号から第11号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(13) (現行のとおり)</p> <p>(14) <u>再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権（<u>不動産等への投資に付随するものに限る。</u>）</p> <p>(2) （記載省略）</p> <p>(3) （記載省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>6. （記載省略）</p>	<p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権（<u>第1項又は第2項に定める資産への投資に付随するものに限る。</u>）</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>(4) <u>株式（第1項又は第2項に定める資産への投資に付随する場合に取得する不動産の管理会社等の株式に限る。）</u></p> <p>(5) <u>民法に定める動産（前項第14号に掲げる資産に該当するものを除く。）</u></p> <p>(6) <u>本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して取得するその他の権利</u></p> <p>6. （現行のとおり）</p>
<p>第33条（投資制限）</p> <p>1. 本投資法人は、前条第4項第3号乃至第10号に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人は、国外に所在する不動産並びに国外に所在する不動産を対象とする不動産等（不動産を除く。）及び不動産対応証券への投資は行わないものとする。</p> <p>4. （記載省略）</p>	<p>第33条（投資制限）</p> <p>1. 本投資法人は、前条第4項第3号から第10号に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>3. 本投資法人は、国外に所在する不動産及び国外に所在する不動産を対象とする不動産関連資産（不動産を除く。）への投資は行わないものとする。</p> <p>4. （現行のとおり）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 第32条第<u>2</u>項第<u>1</u>号、<u>第2</u>号及び<u>第3</u>号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 （記載省略）</p> <p>(2) 第32条第<u>2</u>項第<u>4</u>号に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 （記載省略）</p> <p>(3) 第32条第2項第<u>5</u>号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （記載省略）</p> <p>(4) 第32条第2項第<u>6</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 （記載省略）</p> <p>(5) 第32条第2項第<u>7</u>号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （記載省略）</p> <p>(6) 第32条第3項及び第32条第4項第<u>3</u>号乃至第10号に掲げる有価証券 （記載省略）</p> <p>(7) （記載省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 資産の評価</p> <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) 第32条第<u>1</u>項に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 （現行のとおり）</p> <p>(2) 第32条第<u>1</u>項に定める不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権 （現行のとおり）</p> <p>(3) 第32条第2項第<u>1</u>号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （現行のとおり）</p> <p>(4) 第32条第2項第<u>2</u>号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 （現行のとおり）</p> <p>(5) 第32条第2項第<u>3</u>号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 （現行のとおり）</p> <p>(6) 第32条第3項及び第32条第4項第<u>3</u>号から第10号に掲げる有価証券 （現行のとおり）</p> <p>(7) （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8) 第32条第4項第12号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第7号、第9号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>① (記載省略)</p> <p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>(10)その他 上記に定めがない場合は、投信法、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>	<p>(8) 第32条第4項第12号に定める金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号から第7号、第9号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(9) (現行のとおり)</p> <p>① (現行のとおり)</p> <p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により<u>評価する</u>。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(10)その他 上記に定めがない場合は、投信法、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、次の各号に掲げる投資対象資産について、前項と異なる方法で評価する場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により評価するものとする。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 (記載省略)</p> <p>第9章 計算 第39条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) 社団法人投資信託協会規則 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p> <p>第10章 業務及び事務の委託 (新設)</p>	<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、次の各号に掲げる投資対象資産について、前項と異なる方法で評価する場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により評価するものとする。</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額により評価する。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 (現行のとおり)</p> <p>第9章 計算 第39条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p> <p>第10章 業務及び事務の委託 <u>第42条 (改正の効力発生)</u> <u>第8条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することを認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>(1) 運用報酬I (記載省略)</p> <p>(2) 運用報酬II (記載省略)</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が投資法人規約第6章の「<u>資産運用の対象及び方針</u>」に定める<u>不動産等の特定資産</u>を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が<u>不動産等の特定資産</u>を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p>	<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>(1) 運用報酬I (現行のとおり)</p> <p>(2) 運用報酬II (現行のとおり)</p> <p>(3) 取得報酬 本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p> <p>(4) 譲渡報酬 本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 建替報酬  本投資法人が<u>不動産等</u>の特定資産を建て替えた場合において、その建替に係る工事価額の0.7%に相当する金額を当該建替工事により完成した特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(5) 建替報酬  本投資法人が<u>投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める</u>特定資産を建て替えた場合において、その建替に係る工事価額の0.7%に相当する金額を当該建替工事により完成した特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員川島 高之は、平成26年10月23日をもって任期満了となりますため、平成26年10月23日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成26年9月25日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成26年10月23日より2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
かわ しま たか ゆき 川 島 高 之 (昭和39年6月15日)	昭和62年4月 三井物産株式会社
	平成9年4月 タイ国三井物産株式会社
	平成10年10月 三井物産株式会社
	平成13年10月 株式会社新生銀行
	平成14年10月 三井物産株式会社
	平成16年6月 同 企業投資開発部 REIT室長
	平成19年1月 同 市場資金部 戦略投資・企画室長
	平成20年7月 同 アセット・マネジメント部 部長補佐
	平成22年1月 同 金融・新事業推進業務部 企画業務室長
	平成24年4月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 顧問
	平成24年6月 同 代表取締役社長CEO・CIO
	平成24年9月 同 代表取締役社長CEO
	平成24年10月 日本ロジスティクスファンド投資法人 執行役員（現在に至る）
平成25年3月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 代表取締役社長（現在に至る）	

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成26年9月25日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
くらもと いさお 倉本 勲 (昭和47年3月3日)	平成6年4月 住友商事株式会社
	平成13年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科
	平成15年6月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク
	平成18年1月 株式会社リサイクルワン
	平成19年10月 三井物産株式会社
	平成23年10月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 投資運用部長
	平成24年9月 同 取締役CIO
	平成25年3月 同 取締役
平成25年11月 同 取締役財務企画部長（現在に至る）	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役財務企画部長であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員須藤 鷹千代、東 哲也及び平岩 正史は、平成26年10月23日をもって任期満了となりますため、平成26年10月23日付で監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成26年10月23日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	須藤 鷹千代 (昭和18年11月15日)	昭和43年11月 日本土地建物株式会社 昭和54年5月 株式会社第一鑑定法人 代表取締役社長 昭和56年2月 第一恒産株式会社 代表取締役社長（現在に至る） 平成12年6月 株式会社鑑定法人エイ・スクエア 代表取締役社長 平成21年5月 同 会長（現在に至る） 平成21年10月 本投資法人 監督役員（現在に至る）
2	荒木 俊馬 (昭和25年2月1日)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和56年4月 大野忠男法律事務所 昭和60年8月 荒木・小林法律事務所 平成12年9月 まほろば法律事務所（現在に至る） 平成21年6月 株式会社サザビーリーグ 監査役（現在に至る）
3	東 哲也 (昭和32年2月10日)	昭和59年10月 昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人） 昭和63年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 税理士登録 昭和63年12月 東公認会計士事務所開設（現在に至る） 平成17年2月 本投資法人 監督役員（現在に至る）

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 監督役員候補者須藤 鷹千代及び東 哲也は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

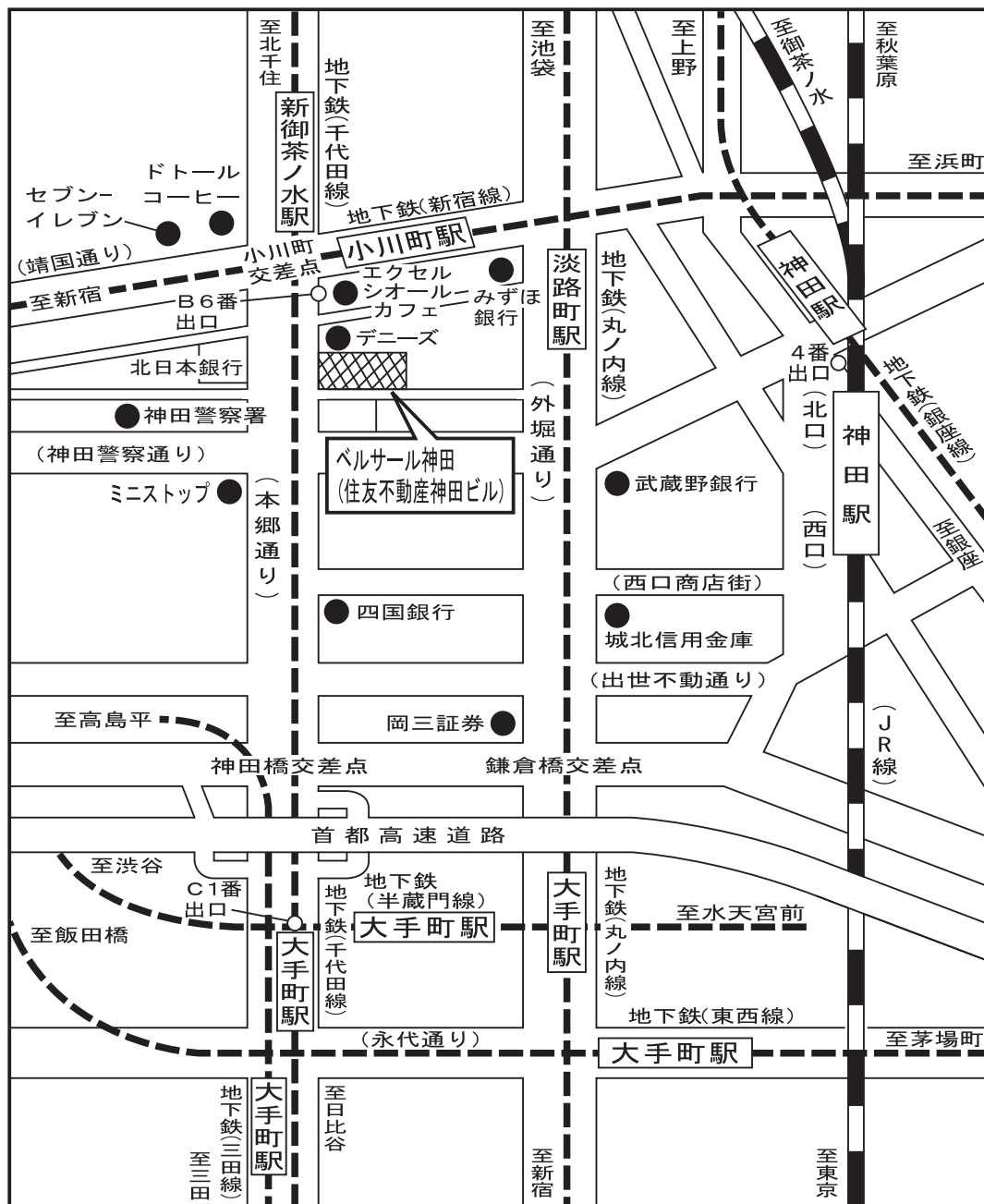
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田美土代町7番地  
 ベルサール神田 ROOM1 (住友不動産神田ビル3階)  
 お問い合わせ先 03-5281-3053 (代表)



### 【交通】

- JR線「神田駅」北口出口 徒歩6分
- 銀座線「神田駅」4番出口 徒歩6分
- 千代田線「新御茶ノ水駅」B6番出口 徒歩2分
- 新宿線「小川町駅」B6番出口 徒歩2分
- 丸の内線「淡路町駅」B6番出口 徒歩2分
- 丸の内線・半蔵門線・東西線・三田線・千代田線「大手町駅」C1番出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。